

お客さま各位

株式会社 紀陽銀行

復興特別所得税についてのお知らせ

平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、預金利息の利益等の所得税額に対して2.1%の『復興特別所得税』が付加されることとなりましたのでお知らせいたします。

これにともない、平成25年1月1日以降に支払われる預金・公社債の利子、投資信託の譲渡益や分配金等の所得税額に対しても、復興特別所得税が課税されます。

種類	～平成24年 12月31日	平成25年1月1日～ 平成25年12月31日	平成26年1月1日～ 平成49年12月31日
預金・公共債の利子、 公共債投資信託の 分配金・償還益等	所得税 15% 住民税 5%	所得税及び 復興特別所得税 15.315% 住民税 5%	
公募株式投資信託の 普通分配金・譲渡益 等	所得税 7% 住民税 3%	所得税及び 復興特別所得税 7.147% 住民税 3%	所得税及び 復興特別所得税 15.315% (※) 住民税 5% (※)

(※) 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限が到来することによる税率の変更です。

- 利子の計算期間等にかかわらず、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払を受けるべき利子等に対し、上記税率で源泉徴収されます（なお、内国法人等においては、公募株式投資信託の普通分配金等に対し、住民税は徴収されません）。
- 当行で使用中のポスター、チラシ、説明書等に復興特別所得税の説明がなされていないものがございますので、あらかじめご了承ください。
- 個人向け国債の中途換金時に差し引かれる中途換金調整額は、平成25年1月10日受渡分以降、「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.8」から「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」となります。
- 公募株式投資信託の普通分配金や譲渡益等について、お客さまが確定申告を行う場合には、「各年分の所得税額×2.1%」が復興特別所得税として課税されます。
- 少額貯蓄非課税制度（マル優）、少額公債非課税制度（マル特）を利用している場合や、租税条約により所得税の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課税されません。

注) 本資料は作成時点における法令その他の情報に基づき作成しておりますが、今後の改正等により内容が変更される場合があります。最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認いただきますようお願いいたします。個別具体的なケースにかかる税務上の取扱い等につきましては、税理士・税務署等にご相談ください。

以上